



## 福祉施設版

## NEWS LETTER

2015 年 9 月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502  
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

## 「骨太の方針」にみる、今後の介護業界



「経済財政運営と改革の基本方針 2015」\*、いわゆる「骨太の方針」が 6 月 30 日に閣議決定されました。社会保障分野から、介護関連に注目します。

## 医療・介護提供体制の適正化

- ・ 慢性期の医療や介護提供体制の見直し
- ・ 医療や介護を通じた居住費用負担の公平化
- ・ 在宅や介護施設等における看取りも含めた地域包括ケアシステムを構築

## インセンティブ改革

- ・ 要介護認定率や一人当たり介護給付費の地域差について、高齢化の程度、介護予防活動の状況、サービスの利用動向や事業所の状況を含めて分析し、制度的な対応を検討

## 公的サービスの産業化

- ・ 公的保険外サービスの産業化の促進のため、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進
- ・ 介護サービスの人材資質の向上

- ・ 介護サービス事業経営の規模の拡大、ICT や介護ロボット活用等による介護の生産性向上
- ・ マイナンバー制度のインフラ活用

## 能力に応じた公平な負担、給付の適正化

- ・ 介護保険の高額介護サービス費制度や利用者負担の在り方について、制度改正の施行状況も踏まえつつ検討
- ・ 次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改正の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービスや福祉用具貸与等、その他の給付について給付の見直しや、地域支援事業への移行を含め検討

※詳細は次の URL のページからご確認ください。

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2015/decision0630.html>

## 医療版マイナンバー制、2020 年までに本格運用

同じく 6 月 30 日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂 2015』には、医療版マイナンバー制の導入が盛り込まれています。

ここでは、セキュリティーの徹底的な確保を

図りつつ、マイナンバー制度のインフラを活用した医療等分野における番号制度を、2018 年から段階的に運用開始し、2020 年までに本格運用とする方針が記載されています。

## 増加を続ける福祉・介護事業の民営事業所数

今年 6 月末に、総務省統計局より平成 26 年経済センサス基礎調査の速報<sup>※</sup>が発表されました。ここでは過去の経済センサスの調査結果も合わせて、福祉・介護事業における全国の民営事業所数の推移をみていきます。

### 24 年、26 年と続けて増加

社会保険・社会福祉・介護事業の全国の民営事業所数は、21 年の約 10 万事業所が増加を続け、26 年には約 16 万事業所になりました。

次に 24 年から 26 年の増減率をみると、24 年に比べると 34.6% の増加となりました。減少したのは、その他の社会保険・社会福祉・介護事業だけとなり、その他の業種はいずれも 10% 以上の増加です。ちなみに、21 年から 24 年の増減率は全体で 13.7% の増加であり、管理、補助的経済活動を行う事業所以外は増加しました。

このように、24 年、26 年とほとんどの業種が増加しています。

### 有料老人ホームは 58% も増加

26 年の児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業の事業所数をみると、老人福祉・介護事業が 93,239 事業所で最も多く、次いで児童福祉事業が 33,638 事業所、障害者福祉事業が 23,938 事業所になりました。いずれも 24 年に比べ 30% 以上の増加です。

更に細かな業種別にみると、事業所数の最も多い通所・短期入所介護事業が 3 万事業所を突破し、24 年に比べ 50% 近い増加率になっています。24 年からの増減率では、有料老人ホームが 58.0% も増加しました。

次回の調査結果では、どうなるでしょうか。

福祉・介護事業における全国の民営事業所数の推移

業種	21年	24年	26年	24年から26年の増減率 (%)
社会保険・社会福祉・介護事業	103,940	118,210	159,129	34.6
管理、補助的経済活動を行う事業所	651	301	736	144.5
社会保険事業団体	2,021	2,302	2,641	14.7
児童福祉事業	23,727	25,696	33,638	30.9
保育所	17,745	18,664	22,374	19.9
その他の児童福祉事業	5,982	7,032	11,264	60.2
老人福祉・介護事業	58,825	67,925	93,239	37.3
特別養護老人ホーム	5,869	6,571	8,990	36.8
介護老人保健施設	3,266	3,334	3,829	14.8
通所・短期入所介護事業	12,984	20,841	31,167	49.5
訪問介護事業	14,205	15,196	18,592	22.3
認知症老人グループホーム	5,593	7,795	10,326	32.5
有料老人ホーム	2,679	4,060	6,416	58.0
その他の老人福祉・介護事業	8,492	10,128	13,919	37.4
障害者福祉事業	13,929	16,463	23,938	45.4
その他の社会保険・社会福祉・介護事業	4,787	5,523	4,937	-10.6
更生保護事業	168	226	211	-6.6
他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業	4,619	5,297	4,726	-10.8

平成26年経済センサス基礎調査速報、平成24年経済センサス活動調査、平成21年経済センサス基礎調査より作成

※総務省統計局「平成 26 年経済センサス - 基礎調査 調査の結果」

一部地域と業種を除くすべての産業分野の事業所を対象に、平成 26 年に行われた調査です。詳細は次の URL のページからご確認ください。  
<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/kekka.htm>

## 福祉施設でよくみられる 人事労務Q&A



### 『スマートフォンやタブレット端末を業務に利用する際の注意点』



スマートフォンやタブレット端末を導入し、業務の効率化を目指したいと思います。労務管理上、導入にあたって注意すべき点は何かありますか？



タブレット端末等の導入は、業務の効率化やサービスの向上が図られるというメリットがある反面、勤務時間内の私的利用も想定され、更には情報漏えいリスクも伴います。トラブルを防止するためには、運用ルールを明確化すると同時に、運用の実行性を高めるために職員教育も行うべきでしょう。

#### 詳細解説：

このところ、高速データ通信や、様々なアプリケーションをタッチパネル形式で手軽に利用できるスマートフォンやタブレット端末の普及が急速に進んでいます。福祉施設においても、訪問介護先で資料として画面を提示するなど用途は幅広く、業務効率化のみならず、サービスの向上にも役立っているようです。



ところが一方で、様々なアプリケーションソフトをインストールすることもできるため、勤務時間中にゲームをしたり、私的メールの送受信等を行ったりして、業務とは関係のないことに没頭してしまい、規律が乱れて困っているという福祉施設も増えています。また、タブレット端末等を外出先で紛失することなどにより機密情報が漏えいしてしまうのではないかと不安に陥る福祉施設も多いことから、事前の対策が求められます。

こうした諸問題の対策としては、まずはタブレット端末等の使用にあたってのルールを

具体的に明確化することが必要です。例えば、次のようなルールを決めておくことがよいでしょう。

- 勤務時間中の私的利用の禁止
- 写真撮影の禁止
- 使用できる機能の制限
- パスワードによる閲覧制限 等

これらのルールについてまとめていくことにはなりますが、最終的には「タブレット端末利用規程」や「情報管理規程」といった規程を整備することが理想的です。更には、それらの内容を職員に浸透させるために、具体的なケースを用いた研修を開催し、行ってよいこと、悪いことをしっかり理解させておきたいところです。

今後、このような媒体は更に進化をするものと考えられますので、対策を講じることは時代の趨勢として捉え、トラブルが生じる前に運用ルール等を整備しておきたいところです。

# 事例で学ぶ 4 コマ劇場

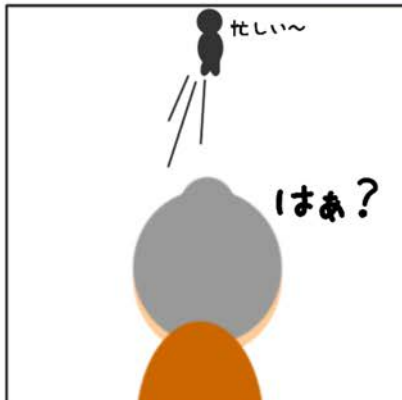
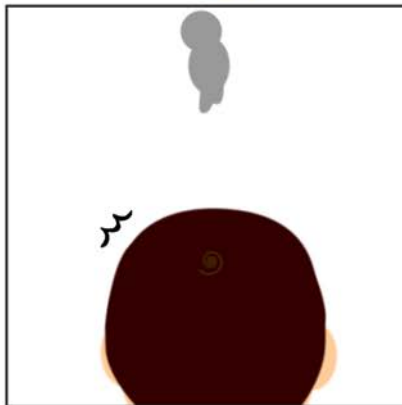
## 今月の接遇ワンポイント情報

### 『挨拶』



## ワンポイントアドバイス

### 挨拶



“挨拶”の漢字、【挨】には『近づく』、【拶】には『引き出す』という意味があります。つまり“挨拶”には、「近づいて引き出す」といった意味合いが含まれています。

ここで引き出すのは、**相手の気持ち**です。

そのため挨拶は、

『私は、あなたに対して心を開いていますよ』

『私は、あなたのことを歓迎していますよ』

という合図でもあるのです。

職場では、利用者様にこの意味を伝えることができるような“挨拶”が求められます。実際はどうでしょうか。

アイさんは、利用者様を追い抜かして振り向きざまに挨拶をしました。しかし、利用者様には届かなかったようです。

- 相手の目を見ていますか？
- 身体（顔）は相手の方を向いていますか？
- 柔らかな表情（微笑み）ができていますか？
- 声のトーンは優しく柔らかに出ていますか？
- 気持ちにゆとりはありますか？

これらが揃うことで、歓迎のメッセージがプラスの働きとなり、相手に届きます。

日々業務で忙しいからこそ、これらの点に充分配慮をしなければ、プラスとしてのメッセージは届きにくくなります。もし何か欠けている場合には、特に緊張や不安を伴いやすい高齢者の方は、マイナスに受け取りやすいのです。

あなたの挨拶は、相手の心にプラスに届いていますか？

自分自身の気持ちが切り替えられるような、明るい挨拶をしましょう。